

事務連絡
令和6年6月12日

石川県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

令和6年能登半島地震において公費解体・撤去を行うための
宿泊に伴い必要となる経費について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進についてご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により石川県内各地で発生した大量の損壊した家屋等について、公費による解体・撤去を迅速に行う観点から、多くの解体事業者及び解体作業員を確保することが重要です。

当該解体事業者が、解体・撤去業務を行うに当たって、以下のいずれかに該当し解体作業員の宿泊が必要となる場合は、宿泊に伴い必要となる経費が解体・撤去業務に係る委託料の一部として災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となります。

- ・解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えること
- ・地理的な条件や交通インフラが復旧していないため解体業者の所在地から解体現場までの往復が困難であること

※珠洲市、輪島市、能登町及び穴水町においては、交通インフラや宿泊施設の被害状況等を踏まえ、上記要件によらず、仮設作業員宿舎等の整備に要する費用を含め宿泊に伴い必要となる経費が解体・撤去作業に係る委託料の一部として災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となります。

貴県におかれましては、執務上の参考にしていただくとともに、貴管内市町に対し周知を図っていただきますようお願いいたします。